

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年4月27日（平成28年（行情）諮問第336号）

答申日：平成29年6月5日（平成29年度（行情）答申第74号）

事件名：労働保険の保険料の徴収等に関する法律32条1項に規定する計算書を事業主が作成しない場合等の担当行政の対応を記した文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月5日付け厚生労働省発基0205第2号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件開示請求対象文書は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律第32条第1項に規定する計算書を事業主が作成せず、またはその控除額を被保険者に知らせない場合の担当行政の対応、及びその事実について当該被保険者等から相談、申告があった場合の行政の対応を記した文書」であるところ、原処分の開示する行政文書の名称は、「平成25年3月29日付基発0329第3号「労働保険適用関係事務処理手引・労働保険料算定基礎調査実施要領の改訂について」とされた。
- (2) 開示された文書には、徴収法32条1項および徴収則60条2項の趣旨が言及されており、これらの義務を事業主が果たさない場合の調査に関する記載はある。つまり、担当行政庁が控除額を把握する範囲での対応に限定した記載があるだけである。

しかし、異議申立人が求めた文書はこれにとどまらず、事業主が労働者にいわゆる給与明細書を交付せず、労働者が控除額を知ることができ

ない場合に、労働者が給与明細を入手できるように求め、または労働者が控除額を知ることができるように求めている場合に担当行政庁がどこまで何をしてくれるのか、何もすることがないのか、という点を記載した文書についての判断が欠如している。

- (3) 上記のとおりであるから、処分庁は、請求内容に従って対象文書を特定すべきであり、原処分は開示請求内容の一部のみをとらえた文書特定の誤りがあり、取り消されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立ての経緯

- (1) 本件異議申立人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成28年1月8日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）32条1項に規定する計算書（以下「計算書」という。）を事業主が作成せず、またはその控除額を被保険者に知らせない場合の担当行政の対応、及びその事実について当該被保険者等から相談、申告があった場合の行政の対応を記した文書」に係る開示請求を行った。

- (2) 処分庁においては、平成28年2月5日付け厚生労働省発基0205第2号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者はこれを不服として、同日付け（同月8日受付）で異議申立てを提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し、平成25年3月29日付け基発0329第3号「労働保険適用関係事務処理手引・労働保険料算定基礎調査実施要領の改訂について」を本件対象行政文書として特定し、法5条各号の不開示情報に該当する部分を不開示とした原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件開示請求については、計算書を事業主が作成しない場合、またはその控除額を被保険者に知らせない場合の行政の対応と、当該事実を被保険者等から相談、申告された場合の行政の対応を記載した文書の開示を求めたものと判断した。

ア 労働保険適用関係事務処理手引・労働保険料算定基礎調査実施要領について

労働保険適用関係事務処理手引・労働保険料算定基礎調査実施要領（以下「事務処理手引」という。）とは、労働保険の適用及び労働保険料算定基礎調査の事務処理についてまとめたものであり、労働

保険適用事業場からの各種申請の受付処理や事業場からの申告による保険料額が適正かどうかを立入調査等で算定するための労働保険料算定基礎調査の調査方法等の事務処理が記載されている。

イ 被保険者負担額の賃金控除に係る記載について

徴収法32条1項においては、被保険者の負担すべき労働保険料額（以下「被保険者負担額」という。）については、当該被保険者に支払う賃金から控除することができる旨規定されており、被保険者負担額の賃金控除を行う事業主に、当該控除に関する計算書の作成と、当該控除額を当該被保険者に知らせる旨を義務付けている。

しかしながら、労働保険適用関係事務処理を行うに当たり、当該法文だけでは、事業主が法定の義務を果たしているか否かの判断が困難であるため、事務処理手引第1編第2章第3の5（2）において当該条文の具体的な解説を記載し、各職員が事務処理を行うに当たり、事業主が法定の義務を果たしているか否かを統一的に判断できるようにしている。

各職員は、当該部分の記載に基づき、統一的に事業主が徴収法32条1項の義務を果たしているか否かを判断し、果たしていないと判断される場合には、必要な指導等を行うこととなる。

ウ 行政の対応に係る記載について

行政において、所管法令に係る個別事業主の違反等の事実を把握した場合、様々な手法を講じてこれを指導することは当然である。

個別事業主の法令違反等の事実を把握する方法は様々であるが、事務処理手引第2編に記載する労働保険料算定基礎調査（以下「算定基礎調査」という。）において、法令違反等の事実を把握した場合は、第2編第2章5（3）に記載するように、適切な指導を行うものである。

なお、請求者が開示請求書に記載する「申告」が、労働基準法（昭和22年法律第49号）104条の規定に基づく申告と同義であるなら、徴収法は申告の対象ではなく、また徴収法における「申告」とは、事業主から行われる「労働保険料の申告」をいうものであることから、被保険者からの情報提供があった場合、と解釈した。

エ 結論

以上から、事務処理手引には、被保険者負担額の賃金控除に係る具体的な解説及び算定基礎調査等における事業主が徴収法32条1項に規定する義務を履行していない場合の指導に係る記載があり、原処分において、本件対象文書として事務処理手引を特定したことは妥当であると判断する。

（2）原処分の不開示部分について

本件異議申立てにおいては、請求者は、原処分の不開示部分の開示を求めていることから、原処分を維持することとする。

(3) 請求者の主張について

請求者は、異議申立書の中で、「請求人が求めた文書はこれにとどまらず、事業主が労働者にいわゆる給与明細書を交付せず、労働者が控除額を知ることができない場合に、労働者が給与明細書を入手できるように求め、または労働者が控除額を知ることができるように求めている場合に担当行政庁がどこまで何をしてくれるのか、何もすることがないのか、という点を記載した文書についての判断が欠如している」などと主張するが、本件対象文書の特定については、上記(1)のとおりであり、請求者の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成28年4月27日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成29年5月11日 | 審議 |
| ④ | 同年6月1日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書（本件請求文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、別紙の2に掲げる文書（本件対象文書）を特定し、その一部を法5条2号イ及び6号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、処分庁は、請求内容に従って対象文書を特定すべきであり、原処分は開示請求内容の一部のみを捉えた文書特定の誤りがあり、取り消されるべきであると主張する。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 開示請求書の記載によると、異議申立人が開示を求めているのは、以下の2点が記された文書であると認められる。

- ① 徴収法32条1項に規定する計算書を事業主が作成せず、またはその控除額を被保険者に知らせない場合の担当行政の対応
- ② 上記①の事実について当該被保険者等から相談、申告があった場合の行政の対応

- (2) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（1））のとおり、事務処理手引には、被保険者負担額の賃金控除に係る具体的な解説及び算定基礎調査等における事業主が徴収法32条1項に規定する義務を履行していない場合の指導に係る記載があり、原処分において、本件対象文書として事務処理手引を特定したことは妥当である旨説明する。
- (3) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し更に詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。
- ア 厚生労働省においては、労働保険適用事業場からの各種申請の受付処理や事業場からの申告による保険料額が適正かどうかを立入調査等で算定するための算定基礎調査の調査方法等の事務処理が記載されている事務処理手引を作成・保有している。
- 事務処理手引の第1編第2章第3の5（2）には、被保険者負担額を賃金から控除する場合に事業主が行うべき具体的な処理方法が記載されており、事業主がこれに違反している場合は、事務処理手引の第2編第2章5（3）に、算定基礎調査の結果、実情に応じて適切な指導を行うとする行政の対応が記載されていることから、事務処理手引は、異議申立人が開示を求めている上記（1）①及び②に該当する内容が記載されている文書に該当する。
- イ また、異議申立人が、異議申立書において主張する「事業主が労働者にいわゆる給与明細書を交付せず、労働者が控除額を知ることができない場合に、労働者が給与明細を入手できるように求め、または労働者が控除額を知ることができるように求めている場合」を想定し、それに対して行政側がどのように対応するかといった個別具体的なマニュアルのようなものは作成も保有もしていない。
- (4) 当審査会において、本件対象文書を確認したところ、事務処理手引の第1編第2章第3の5（2）には、「被保険者負担額を賃金から控除した場合は、保険料控除に関する計算書を作成するとともに、その控除額を被保険者に知らせなければならない（徴収法第32条第1項）」等との記載があり、事務処理手引の第2編第2章5（3）には、事業主がこれに違反している場合には、「労働保険事務処理等の実情に応じて、適切な指導を行う」等と記載されていることが確認できることから、上記（2）及び（3）アの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。
- また、労働保険料の徴収事務という性格を考慮すると、異議申立人が主張するような場合を想定し、それに対して行政側がどのように対応するかといった個別具体的なマニュアルのようなものは作成も保有もしていないとする上記（3）イの諮問庁の説明も是認できる。
- したがって、厚生労働省において、本件対象文書の外に本件請求文書

として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

1 本件請求文書

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第32条第1項に規定する計算書を事業主が作成せず、またはその控除額を被保険者に知らせない場合の担当行政の対応、及びその事実について当該被保険者等から相談、申告があった場合の行政の対応を記した文書

2 本件対象文書

平成25年3月29日付基発0329第3号「労働保険適用関係事務処理手引・労働保険料算定基礎調査実施要領の改訂について」